

府中市空家等対策計画（案）の作成について

1 趣旨

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

同法の規定により、市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができるようになったことから、平成30年度から平成33年度までの4年間を計画期間とする、府中市空家等対策計画（案）（以下「計画」といいます。）を作成するものです。

2 概要

(1) 計画の概要 (本文掲載1～5ページ)

背景・目的、位置づけなど、計画を作成するにあたって前提とする情報を示しています。

(2) 現状と課題 (本文掲載6～17ページ)

人口推移等統計的な情報、関係機関の取組み及び各調査結果を踏まえ、本市の空き家問題を整理するとともに、対策を進めるうえでの課題を示しています。

(3) 空き家対策の基本方針 (本文掲載18～28ページ)

「現状と課題」を踏まえた本市の空き家対策について、その基本目標、方向性、施策・取組みを示しています。

(4) 空き家対策の進め方 (本文掲載29～33ページ)

「基本方針」を踏まえた本市の空き家対策について、その実施体制、空家等対策協議会の役割等を示しています。

(5) 相談への対応 (本文掲載34～36ページ)

空き家対策の実施体制のうち、特に市民との連携で必要となる相談対応について示しています。

(6) 特定空家等 (本文掲載37～41ページ)

法に定められた「特定空家等」に関する措置について示しています。

(7) その他 (本文掲載42～43ページ)

(1)～(6)以外の空き家対策について示しています。

(8) 資料編 (本文掲載44ページ)

計画に関係する資料を示しています。